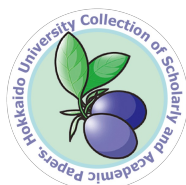




HOKKAIDO UNIVERSITY

Title	論文に著作物を引用する際の権利処理について
Author(s)	笠井, 美由紀
Description	メディア・コミュニケーション研究院FD研修. 平成28年2月10日（水）.
Issue Date	2016-02-10
Doc URL	https://hdl.handle.net/2115/61928
Type	learning object
File Information	HUSCAP160210.pdf



論文に著作物を引用する際の 権利処理について

メディア・コミュニケーション研究院FD研修
平成28年2月10日（水）

附属図書館 学術システム課
システム管理担当 笠井 美由紀



本日の内容

1. インターネット公表に関わる権利
2. 引用とは
3. 著作物の利用と注意事項
4. 「博士論文のインターネット公表」
相談ホットラインに寄せられた実際の相談例

1. インターネット公表に関わる権利

北海道大学学術成果コレクション

H U S C A P 

Hokkaido University collection of Scholarly and Academic Papers

Copyright(c) 2005 Hokkaido University Library. All Rights Reserved.

はじめに...

HUSCAPに論文を掲載する際は、
著者 または 紀要編集委員会から

複製権
公衆送信権

について許諾頂き、登録しています

※著作権は著者または出版社（編集委員会）が
保持したままです

北海道大学学術成果コレクション

HUSCAP

Hokkaido University collection of Scholarly and Academic Papers

Copyright(c) 2005 Hokkaido University Library. All Rights Reserved.

複製権とは

著作物を「形のある物に再製する」(コピーする) ことに関する権利

HUSCAP公表では

「リポジトリ登録にあたり、サーバー上に電子ファイルを複製すること」

「登録に際して必要な複製・媒体変換を行う」
行為が該当します

公衆送信権とは

著作物をインターネット・放送・有線放送などを介して、公衆向けに「送信」することに関する権利

HUSCAP公表では、

「文献の電子ファイルをネットワークで不特定多数に無償公開すること」

がこの権利に該当します

インターネット公表を行う場合には

- 使用している画像が
引用の要件を満たしているか
または
- 転載許諾処理が済んでいるか

に気を付ける必要があります

2. 引用とは

北海道大学学術成果コレクション

H U S C A P 

Hokkaido University collection of Scholarly and Academic Papers

Copyright(c) 2005 Hokkaido University Library All Rights Reserved.

引用について（引用の要件）

1. 引用する資料等は**既に公表されているもの**であること
2. 「**公正な慣行**」に合致すること
3. 報道、批評、研究などのための「**正当な範囲内**」であること
4. 引用部分とそれ以外の部分の「**主従関係**」が明確であること
5. カギ括弧などにより「**引用部分**」が**明確**になっていること
6. 引用を行う必然性があること
7. **出所の明示**が必要なこと

文化庁 著作権なるほど質問箱 関連用語「引用」より（太字はHUSCAP担当）

<http://chosakuken.bunka.go.jp/naruhodo/ref.asp>

「公正な慣行」とは

「社会通念に照らし、
引用であると認められる」

場合を指す

吉田大輔“著作権が明解になる10章”198p. 出版ニュース社, 1999 より

→引用の要件4.「主従関係」

5.「引用部分」が明確

で、誰が見ても引用と判断できる書き方

「正当な範囲内」とは

報道、批評、研究等の目的で他人の著作物を

「批評するために
必要な最小限度の範囲」

を指す

小野寺, 隆 “－著作権の制限－引用” パテント, 59(1),65p, 2006

3. 著作物の利用と注意事項

北海道大学学術成果コレクション

H U S C A P 

Hokkaido University collection of Scholarly and Academic Papers

Copyright(c) 2005 Hokkaido University Library. All Rights Reserved.

著作物の利用

それは著作物ですか？

- 1.“思想または感情”を
- 2.“創作的”に
- 3.“表現したもの”であって
- 4.“文芸・学術・美術または音楽の範囲”に属するもの

↓ YES

保護期間は満了していますか？

↓ NO

引用等、著作権法上認められた
自由利用に該当しますか？

↓ NO

著作権者から許諾を得てください

NO



YES



YES



自由に
利用
でき
ます

※原則的な表です。
分野の慣行により
例外があります。

肖像権と個人情報取扱

肖像権

承諾なしにみだりに撮影されたり、むやみやたらに写真を公表されない権利がある

(個人の名誉・プライバシーを守るため)

→特に**写りこんでしまった人**に注意！！

承諾を得ていない場合、個人特定ができないようモザイク処理すること

個人情報の取扱い注意

個人が特定されないよう配慮が必要

インタビュー時における注意点

論文として掲載、またインターネット公表についても説明した上で、許諾を得てください

- 口頭ではなく必ず書面等で許諾を得ること
(後でトラブルになることを防ぐ)

4.

「博士論文のインターネット公表」 相談ホットライン

に寄せられた実際の相談例

例1 アニメ・漫画の挿絵を使いたい①

引用の要件を満たしていれば、
著作権的には問題がない

※ただし以前は**引用の際には転載許諾を行う慣例**があり、
出版社により対応もまちまち

→インターネット公表により、公衆送信権・同一性保持権が
問われる可能性

→指導教員や研究科の方針に従い、必要な場合は転載許諾の
手続きを

著作権の他に意匠権や商標権で保護されているものも

例1 アニメ・漫画の挿絵を使いたい②

例外1「ブラックジャックによろしく」

→転載・引用・翻案OK

PROFILE WORKS DOWNLOAD CONTACT MANGAonWeb



佐藤秀峰on Web

<http://mangaonweb.com/satoshuho/download/>



SATO
SHUHO
MANGA ARTIST
佐藤秀峰onWeb

利用規約

<http://mangaonweb.com/satoshuho/download/#kiyaku>

【自由な利用】

本規約の条件に従う限り、「ブラックジャックによろしく」作品を商用・非商用の区別なく、事前の承諾を得ることなく無償で複製し公衆送信し、また、どのような翻案や二次利用（外国語版、パロディ、アニメ化、音声化、小説化、映画化、商品化など）を行うことも可能です。二次的著作物に関して原著作物の著作権を弊社は行使しません。また、著作者人格権（同一性保持権）を行使しません。

【制限】

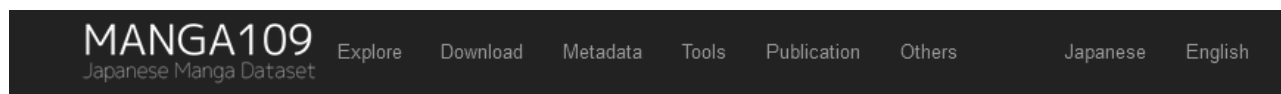
『ブラックジャックによろしく』マンガデータを、二次利用フリーですべての方に公開しています。

佐藤秀峰onWebでは、『ブラックジャックによろしく』マンガデータ（プロテクト無しAdobePDF形式）を二次利用フリーで公開しています。利用規約で定めた範囲内で、どなたでも自由に作品データをご利用いただけます。広告や販促ツールなどの商用利用から、学校、団体での印刷物など、様々なアイデアでご活用ください。

→ 利用規約は[こちら](#)

例1 アニメ・漫画の挿絵を使いたい③

例外2 MANGA109 <http://www.manga109.org/index.php>



Manga109

このデータセット(以下、Manga109と称する)は、日本漫画のメディア処理の学術研究使用のために、東京大学 大学院情報理工学系研究科 電子情報学専攻 相澤・山崎研究室によりとりまとめられました。Manga109は、日本のプロの漫画家によって描かれた109冊の漫画で構成されています。それらは、1970年代から2010年代に公開された漫画であり、対象読者層やジャンルも幅広く網羅しています。(詳細は [Explore](#) の表をご参照ください)。収録されている漫画のほとんどは、[マンガ図書館Z](#)(旧絶版漫画図書館)にて公開されています。

Manga109に含まれる漫画については、そのコマの加工も含めて、以下の条件の下で、作者からの利用許諾を受けています。学術目的の利用に限り、使用することができます。

具体的には、以下のような項目に関して、学術利用が認められています。

日本漫画のメディア処理の学術研究使用のために、
東京大学 大学院情報理工学系研究科 電子情報学専攻 相澤・山崎研究室により、とりまとめられたサイト。

- ・ 一定の条件の下で、学術目的の利用に限り利用可
(作者から利用許諾済)

例2 YouTube静止画を使いたい

ライセンスをチェックすること！

Cute Japanese Dwarf Flying Squirrel!!! Compilation!!

 ExtraordinaryEPIC

 チャンネル登録 579

6,801

+ 追加 ➡ 共有 ... その他

2015/07/13に公開
Looks so poor thing in the snow!! But we all know that they aren't cold at all!

カテゴリ	ペットと動物
ライセンス	クリエイティブ・コモンズ表示ライセンス(再利用を許可する)
作成ツール	YouTube Video Editor
元になった動画	使用しているコンテンツを表示

一部を表示

YouTube標準ライセンス

→作者に許諾得る必要あり

**クリエイティブ・コモンズ
表示ライセンス**

→適切な表示のもと自由に利用可

<https://www.youtube.com/watch?v=25x1XWRKzXc> (2016.1.8 アクセス)

例3 Google Mapを使いたい

判読できるサイズで権利帰属表示をすること
例) 「Map data ©2016 Google」



Google使用許諾 (2016.1.13アクセス)

<http://www.google.co.jp/permissions/geoguidelines.html>

この地図の場合、ZENRINが
データプロバイダとわかる

北海道大学学術成果コレクション

H U S C A P

Hokkaido University collection of Scholarly and Academic Papers

Copyright(c) 2005 Hokkaido University Library. All Rights Reserved.

例4 自分で撮影した建物写真を使いたい

屋外に恒久的に設置されているものは原則として自由に利用可（著作権法第46条に基づく）

利用OK

ただし、写りこんだ人物・ポスター等の肖像権には配慮が必要

例5 音楽の歌詞を使いたい①

JASRACホームページ「よくある質問」より

https://secure.okbiz.okwave.jp/faq-jasrac/faq/show/233?category_id=1&commit=&keyword=引用&page

Q 4小節程度であれば、「引用」としてJASRACに手続きをしなくても歌詞や楽譜を雑誌に掲載したりできると聞いたのですが。

カテゴリー： トップカテゴリー > JASRAC全般 > CDなどの録音物
トップカテゴリー > JASRAC全般 > 楽譜などの出版物
トップカテゴリー > JASRAC全般 > コンサート・イベント
トップカテゴリー > JASRAC全般 > コマーシャル
トップカテゴリー > JASRAC全般 > ビデオなどの映像ソフト
トップカテゴリー > JASRAC全般 > 音楽著作権に関する一般的なご質問

A 回答

楽曲を利用する場合は、一部であっても手続きが必要になります。楽曲の部分的な利用と著作権法で定められている「引用」とは別の事柄です。

著作権法上の要件を満たす場合は、自分の著作物に他人の著作物を引用することができます。 [文化庁ホームページの解説資料](#)に、「引用」に関する条文（第32条）や要件の詳細（注5 引用における注意事項）が記載されております。ご参照ください。

→ 引用の範囲内なら許諾無しで使えそう…？

例5 音楽の歌詞を使いたい②

文化庁「著作権なるほど質問箱」

http://chosakuken.bunka.go.jp/naruhodo/answer.asp?Q_ID=0000315



著作権Q&A



Q 歌詞の引用は、一節であっても引用が認められないと聞きましたが、本当ですか。



A 引用の要件に合致するものであれば、必ずしも一節を超える(場合によっては全部の)引用が許されないものではないと考えられます。歌詞や楽曲の全体の長さや引用している分量の必要性などの点から個別具体的な検討を行った上で正当な引用であるか否かが判断されることになります。なお、適法な引用となるためには、[1]引用する資料等は既に公表されているものであること、[2]「公正な慣行」に合致すること、[3]報道、批評、研究などのための「正当な範囲内」であること、[4]引用部分とそれ以外の部分の「主従関係」が明確であること、[5]カギ括弧などにより「引用部分」が明確になっていること、[6]引用を行う必然性があること、[7]出所の明示が必要なこと(複製以外はその慣行があるとき)(第48条)の要件を満たすことが必要です(第32条第1項)。

→JASRACが判断する？

例5 音楽の歌詞を使いたい③

正当な引用と認められるかどうかは
JASRACの判断次第のようです

結論

グレーゾーンなので
問合せを行うのが無難です

とにかく現状ではグレーの部分が多い

最終的な責任は著者が負うことになるので
少しでも不安があれば転載許諾を得るのがベター

参考情報

- 「博士論文と著作権 第3版」 東京大学情報システム部情報基盤課学術情報チーム（デジタルライブラリ担当）作成
- 小野寺, 隆 “－著作権の制限－引用” パテント, 59(1), 2006
- YouTube よくある質問「他者のコンテンツを自分の動画で使用するための許可を得るには、どうすればよいですか？」

https://support.google.com/youtube/answer/2797449?hl=ja&ref_topic=2778546

- 「音楽ビジネスの著作権」 前田哲男, 谷口元 . 社団法人著作権情報センター (CRIC), 2008.
- 「著作権が明解になる10章」 吉田大輔. 出版ニュース社, 1999.
- 「学術論文のための著作権Q&A」 宮田昇. 東海大学出版会, 2003.
- 「プライベートからビジネスまで60分でわかる！ 図説著作権」 中川勝吾. ディスカバー・トゥエンティワン, 2011.

ご質問等は 附属図書館システム管理担当まで

内線 2524・4741（平日 9時～17時）

✉ huscap@lib.hokudai.ac.jp

北海道大学学術成果コレクション

H U S C A P 

Hokkaido University collection of Scholarly and Academic Papers

Copyright(c) 2005 Hokkaido University Library. All Rights Reserved.